

内丸緑地

管理等業務仕様書

及び

施設の概要

## 目 次

内丸緑地管理等業務仕様書	1
別記1 施設等一覧表	4
別記2 植栽管理基準	5
別記3 清掃業務基準明細書	6
様式第1 公園施設破損等報告書	7
様式第2 事故報告書	8
様式第3 内丸緑地の管理運営状況（平成 年 月分）について	9
[参考] 内丸緑地 支出の状況	10
管理区域図	11

# 内丸緑地管理業務仕様書

## 第1章 総 則

(適用)

第1 この仕様書は、指定管理者が行う内丸緑地の管理業務（以下「業務」という。）について適用する。

(業務の履行)

第2 指定管理者は、本仕様書及び関係法令の規定に基づき、業務を履行するものとする。

2 指定管理者は、この仕様書に定めのない事項であっても、業務遂行上必要と認められる事項については、指定管理料の範囲内において実施するものとする。

(指示の履行)

第3 指定管理者は、県（盛岡広域振興局を含む。以下同じ。）の指示に従い、相互に協調して業務を円滑に遂行しなければならない。

## 第2章 従 業 者

(従業者の配置等)

第4 指定管理者は、業務を円滑に遂行するため、業務に適した者を適時適切に配置するものとする。

2 指定管理者は、統一した名札等を定め、業務に従事する者（以下「従業者」という。）であることを明確にしなければならない。

(服務)

第5 指定管理者は、従業者に公の施設の業務に従事するものであることを自覚させ、利用者への対応、作業態度等に十分に注意を払うよう徹底しなければならない。

2 指定管理者は、従業者に業務上知り得たことを他に漏らさないよう徹底しなければならない。

## 第3章 供 用

(供用期間等)

第6 内丸緑地の供用期間は、毎年度4月1日から3月31日までとする。

## 第4章 施 設 管 理

(施設管理)

第7 指定管理者は、公園施設（都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項の規定に基づき県が許可している公園施設を除く。以下同じ。）を、適正かつ良好な状態で管理しなければならない。

2 指定管理者は、公園施設の維持管理のため、次の予防保全及び事後保全を行うものと

する。

- (1) 予防保全 定期的に点検、手入れなどを行い、安全性、快適性、機能性を確認するとともに、劣化損傷を未然に防止する。
  - (2) 事後保全 劣化損傷に対して取替・補修を行い、安全性、機能性、美観を回復する。
- (予防保全)

第8 指定管理者は、供用期間中適宜内丸緑地を巡視し、別記1施設点検簿により対象施設等を点検するものとする。

2 点検により施設の異常を発見したときは、速やかに使用停止又は応急措置を行うとともに、軽微なものを除き、公園施設破損等報告書（様式第1）等により盛岡広域振興局に報告するものとする。

3 指定管理者は、前項の措置を行うほか、軽易な補修を行うため最低限必要な器具・機材類を指定管理料の範囲内において常時備えておくものとする。

(事後保全)

第9 指定管理者は、公園施設等の破損・盗難等の事件を発見したときは、速やかに所轄の警察署に通報するとともに、第8第2項の例により盛岡広域振興局に報告するものとする。

(光熱水費の支払い)

第10 指定管理者は、指定管理料の中から内丸緑地に係る光熱水費の支払いを行うものとする。

## 第5章 植 栽 管 理

(植栽管理)

第11 指定管理者は、内丸緑地の芝生、樹木等の維持管理のため、別記2植栽管理基準に準拠して必要な措置を行うものとする。

## 第6章 清 掃

(清掃)

第12 指定管理者は、内丸緑地の美観の保持及び快適な環境の保全のため、次に掲げる事項に配慮し、別記3清掃業務基準明細書に準拠して定期的に清掃を行うほか、随時必要な措置を行うものとする。

- (1) 内丸緑地の利用者の妨げとならないよう作業を実施すること。
- (2) 廃棄物及び回収物等は、速やかに、かつ適正に搬出又は処理すること。
- (3) 劇薬の取扱い及び管理については、十分に注意すること。

## 第7章 利 用 管 理 等

### (事故の処理)

第13 指定管理者は、事故・事件（以下「事故等」という。）が発生した場合には、誠意をもって当事者との交渉に当たるほか、管理上の改善が必要と認められる事項について速やかに対応しなければならない。

2 指定管理者は、前項の事故等が発生した場合には、事故報告書（様式第2）により事故等の顛末を盛岡広域振興局に報告するものとする。

3 事故等に係る個人情報の取扱いについては、その保護に十分に注意しなければならない。

### (報告等)

第14 指定管理者は、毎月の業務の状況について、内丸緑地の管理運営状況（平成 年 月 分）について（様式第3）により、翌月10日までに盛岡広域振興局に提出するものとする。

別記1

## 施設等一覧表

内丸緑地 全体面積 2949.2m<sup>2</sup>

一般施設数量					
区分	名称	単位	数量	構造又は規模	
				構造又は規模	摘要
<b>園路・広場</b>					
	カラーアスファルト舗装	m <sup>2</sup>	916.3	歩道 透水性 ベンガラ	補修部一部非透水性
	平板舗装	//	53.2	歩道 透水性	
	コンクリート縁石	m	470.5	地先境界ブロックA種、 地先境界ブロックB種、 歩車道境界ブロックB種、 現場打ち	
	コンクリート階段	ヶ所	2.0	W=3.0m×3段 現場打ち	スロープ付
<b>サービス施設</b>					
	ベンチ	基	24.0	背付 L=1.8m 据置式、背付 L=1.5m等	
	水飲み	//	1.0	H=約5.0	鋼製
	時計	//	1.0	擬木製	焼杉仕上げ
<b>管理施設</b>					
	車止め	//	7	φ118×h800	ステンレス製
	外柵	m	61	@2000 h800自然石柱	柵-鋼製
<b>電気設備</b>					
	照明灯	基	5.0	公園灯 柱-鋼製	
	引込柱	//	1.0	柱-鋼製 分電盤付	
<b>給水設備</b>					
	量水器	ヶ所	1.0	鋳物製ボックス共	
	止水栓	//	2.0	//	
	給水管	m	82.2	硬質塩ビライニング 鋼管	
<b>排水設備</b>					
	可変側溝	m	3	w200 PC製	ゴムラバー蓋付
	可変側溝	//	6	w300 PC製	ゴムラバー蓋付
	L形側溝	//	56	W450 PC製	
	排水管	m	5	φ300	
	L形側溝柵	基	3	□600×500	コンクリート蓋付

植栽数量						
樹種	規格	規格			単位	
		A 樹高7.0m以上	B 樹高3.0m以上7.0 m未満	C 樹高3.0m未満		
<b>高木（針葉樹）</b>						
	ヒマラヤスギ	○			本	41
	ユリノキ	○			//	7
	ナナカマド	○			//	1
	ヤマボウシ	○			//	8
	シラカンバ	○			//	5
	キャラボク			○	//	1
<b>中低木（常緑広葉樹）</b>						
	サツキ			○	株	1,717
	ドウダンツツジ			○	//	316
<b>地被類</b>						
	張芝				m <sup>2</sup>	1,772.1

## 別記2

## 植 栽 管 理 基 準

作業箇所	工 期	種 別	細 目	単 位	数 量	作業時期及び回数
植込地	樹木管理	下木刈込	全体×1回	m <sup>2</sup>	90.00	5月中～9月末 1回
		高木病虫害防除	全体×2回	本	52.00	5月中～9月末 2回
		下木病虫害防除	テープ乳剤 1500倍溶液2.0ℓ/本 全体×1回 テープ乳剤 1500倍溶液0.7ℓ/m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	90.00	5月中～9月末 1回
	生垣管理	刈込	全体×1回	m <sup>2</sup>	153.40	5月中～9月末 1回
	芝管理	刈込	手刈 鋏他 全体×5回	m <sup>2</sup>	2,050.00	6月初～9月末 5回 410m <sup>2</sup> ×5回
		抜根除草	全体×3回 手取	m <sup>2</sup>	1,230.00	6月初～9月末 3回
花 壇	樹木管理	下木刈込	全体×1回	m <sup>2</sup>	85.00	6月初～9月末 1回
	芝管理	刈込	全体×5回	m <sup>2</sup>	905.00	6月初～9月末 5回 181m <sup>2</sup> ×5回
		抜根除草	全体×3回	m <sup>2</sup>	543.00	6月初～9月末
緑地全体	落葉除去	収集 運搬 処分	緑地全体×3回	m <sup>2</sup>	8,847.60	2949.2m <sup>2</sup> ×3回

清掃業務基準明細書

場 所 方 法	園 地				
	園地	ベンチ	カラー舗装	灰皿	
掃き掃除			2/週		
拭き掃除		1/週			
ごみ拾い	3/週				
ゴミ回収				3/週	
摘 要	積雪時は 1/週	積雪時を 除く	同左	積雪時は 1/週	

(注) 「年間作業回数」は、標準としてお示しするものです（良好な状態が維持されれば、回数は任意です。）。



(様式第1)

平成 年 月 日

盛岡広域振興局長様

指定管理者名

代表者職・氏名

印

公園施設破損等報告書

区 分	
日 時	年 月 日 時 分ごろ
場 所	
被害額 (概算)	
破損等の原因 又は 加害者氏名等	
破損等に対して とった措置	
そ の 他 (目撃者の 氏名等)	

\* 事故の内容に応じ、現場見取図、写真等事故の状況を明らかにする書類を添付すること。

(様式第2)

平成 年 月 日

盛岡広域振興局長様

指定管理者名

代表者職・氏名

印

事故報告書

事故名				事故の種類		
事故の日時	年 月 日			時 分頃		
事故の場所						
事故の当事者 及び保護者	区分	職	氏名(年齢)	区分	職	氏名(年齢)
	区分	職	氏名(年齢)	区分	職	氏名(年齢)
事故の原因 及び状況						
事故に対して とった措置						
被害額等						

- 注1 事故の内容に応じ、現場見取図、写真等事故の状況を明らかにする書類を添付すること。  
2 事故報告書は、事故の内容が判明次第速やかに提出するものとし、その後の経過については、事態の進展に応じて適宜追加して報告すること。

(様式第3)

平成 年 月 日

盛岡広域振興局長 様

指定管理者名

代表者職・氏名

印

内丸緑地の管理運営状況（平成 年 月分）について

このことについて、内丸緑地管理業務仕様書第14の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

1 施設点検状況

別紙「清掃・点検等実施状況」のとおり。

2 その他特記事項

[参考]

## 内丸緑地 支出の状況

※指定管理開始までの状況

(単位:円)

内訳		平成15年度	平成16年度	平成17年度	3カ年平均	備考
平成17年度まで委託料として支出していた分	需用費	60,000	65,825	60,000	62,913	
	光熱水費	60,000	65,825	60,000	62,913	電気料、水道料
	委託料	1,340,000	1,241,000	1,240,000	1,240,500	
	清掃	540,000	441,000	540,000	490,500	
	植栽管理	800,000	800,000	700,000	750,000	
	小計	1,400,000	1,306,825	1,300,000	1,303,413	
	消費税等	70,000	65,332	65,000	65,166	
合計(1)	1,470,000	1,372,157	1,365,000	1,368,579		
平成18年度から管理代行料に加わった分	一般管理費(2)	1,680	1,680	1,770	1,725	
	事務費					
	事務費					
	役務費	1,680	1,680	1,770	1,725	
	社会体育施設保険	1,680	1,680	1,770	1,725	
	公課費					
消費税						
合計(1)+(2)	1,471,680	1,373,837	1,366,770	1,370,304		

名称	内丸緑地	所在地	盛岡市内丸8番~68番1、68番7 " " 68番2	図面名称	現況平面図	図面番号	縮尺	1:500
							作成年月日	平成17年 3月 10日
							調査年月日	平成17年 3月 10日
							改訂年月日	平成 年 月 日



S=1:500



一般国道 455号

